

## 漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑（下）

加藤 繁

### 第三 帝室財政の支出

#### 十 賞賜の費

賞賜の費は、共養の費に次いで、帝室財政支出の大宗である。賞賜はどんな場合に行はれたか。其の品目はどんなものであつたか。

第一に擧ぐべきは定期の賞賜である。漢書卷七貢禹傳には

上書曰。陛下過徵臣。臣賣田百畝。自供車馬。至拜諫大夫。秩八百石。奉錢月九千二百。廩食太官。師古曰。謂太官給其食。又蒙賞賜。四時雜繒絮衣服。酒肉諸果物。德厚甚深。疾病侍醫臨治。賴陛下神靈。不

死而活。又拜爲光祿大夫。奉錢月萬二千。祿賜愈多。云云。

とある。此れに據つて貢禹が諫大夫となつた時、日常太官から食餌を給せられ、又四季に雜繒絮絮衣服酒肉果物等を賜はつたことが知られる。諫大夫が食餌を賜はつたことは、哀帝の諫大夫鮑宣が上書に

陛下擢臣巖穴誠冀有益豪毛豈徒欲使臣美食大官重高門之地哉(漢書卷七十 二鮑宣傳)

とあるに據つて益明である。蓋諫太夫は光祿勳の部下に屬するもので所謂從官の一つである。從官とは側近に奉仕するものゝ總稱であつて其待遇は特に渥かつたやうである。故に太官の食餌を賜はるのは從官の特典であつたかも知れぬ。併し四時に於ける雜糴其他の賞賜も亦從官だけに對して行はれたとは考へにくい。其れでは餘り偏頗である。恐らくは在京の一般官人に對しても四季に時服其他の物品を賜はつたのであらう。

諸侯王列侯に對しても定期の賞賜が行はれたやうである。毎年正月諸侯王列侯入朝の際天子から金錢財物を賜はつたことは史記卷五十八梁孝王世家の褚少孫の補に

諸侯王朝天子漢法凡當四見耳始到入小見到正月朔日奉皮薦璧玉賀正月法見後三日爲王置酒賜金錢財物後二日復入小見辭去

とあるに據つて知られる。此外四季に餐錢といふものをも賜はつたやうである。此れは漢書卷三高后紀二年の條の丞相陳平以下の奏議に

列侯幸得餐錢奉邑

と見え註に

應劭曰餐與飧同諸侯四時皆得賜餐錢文穎曰飧邑中更名算錢如今長吏食奉自復騰錢卽租奉也韋昭曰孰食曰飧酒肴曰錢粟米曰奉稅租奉祿正所食也四時得閒賜是爲飧錢飧小食也師古曰餐飧同一字耳音千安反飧所謂吞食物也餐錢賜厨膳錢也云云

とあるに據つて知ることが出来る。但し註に引かれた諸家の中、文類だけは異説を唱へて居るが私は應劭、韋昭、顏師古三家の説を妥當と見、餐錢を以て四季に賜はる厨膳の錢と解釋するものである。又梁世家の補には單に諸侯王と云ひ、高后紀には列侯とあるけれども、必しも一は諸侯王に限り、一は列侯に限つたわけではあるまい。補世家に列侯を擧げないのは、補世家の記述が諸侯王だけに係つたことで、列侯とは没交渉な爲であり、高后紀に諸侯王を擧げないのは、此れと反對に、丞相等の奏議が專列侯に係つた結果に過ぎまい。随つて正月に於ける金錢財物の賜予、四時に於ける餐錢の賞賜は、諸侯王列侯を逼じて行はれたことと見て妨げあるまい。

第二に擧ぐべきは、善言嘉行若しくは勝れた技藝などが叡感に入つた場合の賞賜である。

景帝が上林苑中に於て自ら兵を執つて野麋を逐ひ、賈姬を救はうとした時、中郎將鄧都が

亡一姬復一姬進、天下所少、寧姬等邪、陛下縱自輕、奈宗廟太后何、(漢書卷九 十階史傳)

と言つて之を諫止したが爲、後、帝及太后から各金百斤を賜はつたこと、武帝の時、東方朔が上林苑の設立を諫め、並に秦階の事を奏したが爲、太中大夫給事中を拜し、黃金百斤を賜はり、又董偃の罪を數へ、之を未央宮の正殿なる宣室に侍せしむべからざることを諫奏したが爲、黃金三十斤を賜はり、又射覆に成功して帛千匹を賜はつたこと、徐福が上書して宣帝を諫めて帛十匹を賜はつたこと、齊人少翁が方術を以て、夜、故王夫人及竈鬼の貌を致し、武帝をして帷中より之を望見せしめた爲、多くの賞賜を得たこと、揚雄が哀帝を諫めて帛五十匹、黃金十斤

を賜はつたこと、上林獸園の猛獸が園を脱して玉座に逼つた時、馮貴人が身を以て之に當つた爲、元帝から錢五萬を賜はつたことなど、其例は澤山ある。

第三は格段な功勞に酬ひる爲の賞賜である。昭帝の始元元年、青州の刺史衛不疑が齊の孝王の反を謀つたのを覺り、之を捕へた功に因り、京兆尹に擢でられ、錢百萬を賜はつたこと、成帝の鴻嘉四年、廣漢太守趙護が反賊鄒躬を平げて執金吾に遷り、黃金百斤を賜はつたこと、永始三年、汝南の太守嚴訢が賊蘇令を斬り、大司農に遷り、黃金百斤を賜はつたこと、同じく成帝の時、東郡の太守王尊が善く水を治めて秩中二千石に進み、黃金二十斤を賜はつたこと、元帝の時、南陽の太守召信臣が治績大に舉がつた爲、黃金四十斤を賜はつたこと、並に文帝が迎立の功に酬ひる爲、太尉周勃に邑萬戶を益封し、黃金五十斤を賜ひ、丞相陳平將軍灌嬰に各邑三千石を封し、黃金二千斤を賜ひ、其他朱虛侯劉章以下に邑及黃金を賜はつたこと、宣帝が同樣の意味を以て大將軍霍光に萬七千戶を益封し、黃金七千斤、錢六千萬、雜繒三萬疋、奴婢百七十人、馬二千疋、甲第一區を賜はり、車騎將軍張安世以下にもそれ／＼、邑黃金などを賜はつたことなど、算へ來れば際限もない。要するに社稷民人に殊功のあつたものには、或は官職品秩を進め、或は封邑を益すと同時に金錢財物を與へることが常に行はれたのである。

第四は大官退任の場合の賞賜である。宣帝の時、太子太傅疏廣が骸骨を乞うて、黃金二十斤を賜はり、丞相韋賢が骸骨を乞うて、黃金百斤を賜はり、後將軍趙充國が安車駟馬、黃金六十斤を賜はり、元帝の時、丞相于定國が安車駟馬、黃金六十斤を賜はり、御史大夫薛廣德が同じく

安車駟馬黄金六十斤を賜はり、成帝の時領尙書事張禹が安車駟馬黄金百斤を賜はり、哀帝の時王莽に黄金五百斤安車駟馬を賜はつたことなどは、孰れも骸骨を乞うて官を退く時の賞賜である。

第五は大官卒去の場合の賞賜である。宣帝の時大司農朱邑が卒して黄金百斤を賜はり、元帝の時御史大夫貢禹が卒して錢百萬を賜はり、給事中褒成君孔霸が薨じて東園秘器錢帛を賜はり、平帝の時太師孔光が薨じて乘輿秘器金錢雜帛を賜はつたなどが其の例であるが、就中優渥を極めたのは、宣帝の地節中、大將軍霍光薨去の際であつて、漢書卷六十八の本傳に

賜金錢繪絮繡被百領、衣五十筐、璧珠璣玉衣、梓宮、便房、黃腸題湊各一具、椁木外減棹十五具、東園溫明、皆如乘輿制度。

と見える。

第六は嬖倖に對する賞賜である。嬖倖は専制君主に殆免れ難い附物である。堯舜の再來、否な歴史的人的として現はれた最初の堯舜ともいふべき文帝にすら嬖倖はあつた。嬖倖に對する賞賜は時として現はれた最初の堯舜ともいふべき文帝にすら嬖倖はあつた。嬖倖に對する賞賜は時として莫大であつた。文帝は鄧通を愛し、鉅萬の錢を賜ふこと十を以て算へたが、後遂に蜀の嚴道の銅山を賜うて錢を鑄しめ、鄧氏の錢が天下に滿ちたと云はれて居る(漢書卷九十、三俊倖傳)。併し最も甚しいのは、哀帝の嬖臣董賢で、帝は賢を愛するの餘り、其の妹を昭儀とし、又其の妻を殿中に止宿せしめ、昭儀及賢の妻に對する賜予だけでも千萬數に及んだと傳へられる。又賢の爲に將作大匠に詔して大第を北闕の下に造らしめ、重殿洞門の美

を極め、楹柱を被ふに絺錦を以てした。しかのみならず賢の爲に義陵の旁に周回数里に及ぶ冢塋を起し、東園秘器珠襦玉柙の類をも豫め賜はつた。上方の珍寶も賜はり、武庫の禁兵さへ賜はり、僮僕までそれ／＼恩賜に與つた。哀帝崩御の後、賢は王莽に効せられて自殺したが、縣官が其財を斥賣するに及んで、其の價凡四十三萬萬錢に達したといふ。此れは哀帝から賜はつた財物の總計と見て宜しからう。斯く甚しいのは稀であるが、此れに似て小さいのは、恐らくは歷代其跡を絶たなかつたであらう。

以上六種を假りに通常の賞賜と名づける。此外尙ほ色々の場合に賞賜が行はれた。即ち天子の即位若しくは崩御の際にも行はれた。文帝即位の初、天下の民に爵一級を賜はり、女子百戸に牛酒を賜はり、其の崩御の際にも諸侯王以下孝悌力田に至るまでに金錢帛を賜はつたのを始めとし、景帝崩御の際、元帝の初元元年宣帝大喪の際、哀帝即位の際などにも類似の事例を見た。次に立皇后立太子の時にも行はれた。宣帝本始四年皇后霍氏を立て、丞相以下郎吏に至るまでに金錢帛を賜はり、地節三年皇太子を立て、廣陵王に黃金千斤を、諸侯王二十五人に各黃金百斤を、列侯の國に在るもの八十七人に各黃金二十斤を賜はつたこと、並に元帝初元二年立太子の際、成帝綏和元年立太子の際、平帝元始四年の立皇后の際に於ける賜予などが其の例である。又祥瑞の現はれた時、吏民に爵を賜ふと共に女子に牛酒を賜ひ、鰥寡孤獨三老孝悌力田に帛などを賜ふこともあつた。此れは宣帝の時が最盛であつた。又災異の起つた時、鰥寡孤獨三老孝悌等に帛を賜ひ、或は諸侯王以下に金帛を賜ふこともあ

つた。此れは主として元帝成帝時代に行はれた。以上は孰れも賞賜の原因が賞賜を受け  
るものゝ行爲でなく、天下國家の上に起つた或大きい事故であつて、前に列擧した所謂通常  
の賞賜とは頗趣を異にするのであるから、姑く名づけて特別の賞賜と謂ふ。

賞賜が帝室財政の負擔に屬し、少府若しくは水衡から支出されたことは、第一章に引用し  
た漢書母將隆傳、王嘉傳及桓譚の新論等に徴して確實に認められる。母將隆傳には、共養勞  
賜。壹出少府と云ひ、新論には諸賞賜の少府から支給されたことが見える。王嘉傳には、斯か  
る制度の存在に就いて特別の説明は下されて居ないけれども、當時賞賜の費が少府若しく  
は水衡から出たことは、其の記事の表に明である。さうして此等の文には少府水衡が賞賜  
を負擔する上に、何等の制限あることを告げぬ。併乍ら上に開列した總べての場合の賞賜  
が皆内帑即ち少府水衡の財に依つて支辨されたかどうかは疑はしい。史記平準書には此  
の點に於て稍參考となるべき一節が見出される。武帝は、元封元年朔方から泰山の方へ巡  
幸したが、其時の事を平準書に

於<sup>●</sup>是<sup>●</sup>。天子北到朔方。東到泰山。竝北邊以歸。所<sup>○</sup>過<sup>○</sup>賞<sup>○</sup>賜<sup>○</sup>用<sup>○</sup>帛<sup>○</sup>百<sup>○</sup>餘<sup>○</sup>萬<sup>○</sup>匹<sup>○</sup>。錢<sup>○</sup>金<sup>○</sup>以<sup>○</sup>巨<sup>○</sup>萬<sup>○</sup>數<sup>○</sup>。皆<sup>●</sup>取<sup>●</sup>足<sup>●</sup>大<sup>●</sup>  
農<sup>●</sup>。

とある。此れは史記<sup>卷十</sup>武帝本紀同年の條に

遂<sup>○</sup>登<sup>○</sup>封<sup>○</sup>泰<sup>○</sup>山<sup>○</sup>。至<sup>○</sup>於<sup>○</sup>梁<sup>○</sup>父<sup>○</sup>。而<sup>○</sup>后<sup>○</sup>禪<sup>○</sup>肅<sup>○</sup>然<sup>○</sup>。自<sup>○</sup>新<sup>○</sup>嘉<sup>○</sup>與<sup>○</sup>士<sup>○</sup>大<sup>○</sup>夫<sup>○</sup>。更<sup>○</sup>始<sup>○</sup>賜<sup>○</sup>民<sup>○</sup>百<sup>○</sup>戶<sup>○</sup>牛<sup>○</sup>一<sup>○</sup>。酒<sup>○</sup>十<sup>○</sup>石<sup>○</sup>。加<sup>○</sup>年<sup>○</sup>八<sup>○</sup>十<sup>○</sup>。孤<sup>○</sup>  
寡<sup>○</sup>布<sup>○</sup>帛<sup>○</sup>二<sup>○</sup>匹<sup>○</sup>。復<sup>○</sup>博<sup>○</sup>奉<sup>○</sup>高<sup>○</sup>蛇<sup>○</sup>丘<sup>○</sup>。歷<sup>○</sup>城<sup>○</sup>。母<sup>○</sup>出<sup>○</sup>今<sup>○</sup>年<sup>○</sup>租<sup>○</sup>稅<sup>○</sup>。

とあるのと同じの事實であつて、平準書にいふ帛百餘萬、錢金巨萬は高年者孤寡等に賜はつた布帛牛酒の費用であらう。平準書に據れば此の費用は大司農から支出されたのである。「取足大農」といふは同じ平準書の他條に屢見える、仰給大農」といふのと同様大司農から供給せしめたことに外ならぬ。此の如く、巡幸の際に於ける民人への賞賜の費を大司農から支出することが、漢一代の定制であつたとすれば前に擧げた特別の賞賜、即ち即位崩御立皇后立太子などの際に、民に牛酒の類を賜はる費用も、恐らくは此れと同様大司農の財を以て支辨されたのではあるまいか。天子の思召に依つて内帑を以て支辨される場合もあつたかも知れないが、原則としては大司農の負擔に屬したのではあるまいか。若し果して左様とすれば、あらゆる賞賜が悉内帑に依つたのではないことは明である。内帑に依つたのは主として私の所謂通常の賞賜であつて、特別の賞賜は左様でない場合が多かつたと謂はねばならぬ。

尙ほ外征の際の恩賞に就いては特に考察しなければならぬ。外征の主なるものは匈奴征伐である。匈奴の大征伐は宣帝の時にも行はれたが、最著しいのは言ふまでもなく武帝の時である。武帝の匈奴征伐の際莫大の賞賜の行はれたことは、史記平準書に依つて傳へられた。平準書には

明年(元朔六年)大將軍將六將軍、仍再出擊胡、得首虜萬九千級、捕斬首虜之士、受賜黃金二十餘萬斤、虜數萬人、皆得厚賞、衣食給縣官、而漢軍之士馬之死者十餘萬、兵甲之財、轉漕之費不與焉。



於是大農陳減錢經耗賦稅既竭猶不足以奉戰士。

其明年(元狩二年)驃騎再出擊胡獲首四萬其秋渾邪王率數萬之衆來降於是漢發車二萬乘迎之既至受賞賜及有功之士是歲費凡百餘巨萬。

其明年(元狩四年)大將軍驃騎大出擊胡得首虜八九萬級賞賜五十萬金漢軍馬死者十餘萬匹轉漕車甲之費不與焉是時財匱戰士頗不得祿矣。

とある。此れに據れば元朔六年の大征伐には賞賜の爲黄金二十餘萬斤を元狩四年には五十萬金を費したのである。元狩二年には軍費並に匈奴の投降者と軍士とに對する賞賜が總計百餘巨萬に及んだのである。此の巨大な賞賜の費は何處から支出されたのであらうか。元朔六年の條には於是大農陳減錢經耗租稅既竭とあつて此の時までは兵甲轉漕の費も賞賜の費も悉大司農から支出されたらしい。さうして平準書の元狩二年の條には上に引用した如く匈奴征伐に關する費用の百餘巨萬に及んだとを述べた後更に軍馬の飼養並に投降匈奴に對する給養の費の夥しかつたことを述べて

〔上略〕天子爲伐胡盛養馬馬之來食長安者數萬匹卒牽掌者不足乃調旁近郡而胡降者數萬人皆得厚賞衣食仰給縣官縣官不給天子乃損膳解乘輿驪出御府禁減巨澹之。

とある。御府は少府に屬し内帑を保管する官である。故に御府の禁減といふのは即ち少府の財物に外ならぬ。平準書の文に據れば元狩二年軍費が百餘巨萬の夥しきに及んだ爲内帑を支出して大司農を助け投降匈奴の衣食の費の如きも内帑に依つて補かれたと知ら

れる。又史記十卷六三王世家に載せられた元狩六年四月に於ける丞相莊青翟等の上奏には

陛下躬親仁義。體行聖德。表裏文武。顯慈孝之行。廣賢能之路。內褒有德。外討凶暴。極臨北海。西

漢月氏。匈奴西域。舉國奉師。輿械之費。不賦於民。虛御府之藏。以賞元戎。集解。劉案詩云元戎十乘以

戎謂兵車也。車有大戎千乘云云。開禁倉以賑貧窮。減戎卒之半。百蠻之君。靡不鄉風。下略

とある。裴駟の集解には、詩を引いて元戎を兵車と解した。詩の元戎が兵車であるのは申すまでもないが、右奏の元戎は兵車でなくて軍士を意味するらしい。賞元戎とある點から觀又下の開禁倉以賑貧窮といふ句との對照から考へても、軍士と解した方が妥當なやうである。漢の天子の詔には善く人民のことを元元と謂つてあるが、元戎の二字も廣く軍士を斥したのであらう。果して然らば、虚御府之減云云は内帑を支出して軍士に賞賜したことを謂ふに外ならぬ。さうして此の事柄が天子の特恩に出でたので、尋常の事例でなかつたことは、上奏文の表に明に認められる。此の上奏文は浮誇の譏を免れないが、其れにしても大體事實には相違あるまい。今此れを平準書の記載に照らして考へるに、元朔四年までは、一般軍費も賞賜の費も大司農から支出されたのであるが、元狩二年大司農の財政が極度の窮乏を告げ、所謂御府の禁減を出して縣官を救つた後に於ては、軍士の行賞の如きは主として内帑を以て支辨されたであらう。元狩四年に於ける匈奴征伐の行賞は五十萬金とある。此れだけが悉内帑から出たかどうか詳でないが、恐らくは其の大部分は少府水衡から

補給されたであらう。私は功勞に酬ひる爲の賞賜が内帑に依つたことを前に述べた。此の標準から言へば匈奴の首虜を得た軍士への行賞も矢張内帑に依るべき筈である。併乍ら一人若しくは數人に對する數十金乃至數千金の賞賜と幾千萬人に對する數十萬金の賞賜とが異なつた取扱を受けるのは怪しむに足らぬ。私は匈奴征伐の如き大征戰の際に於ける行賞の費は大司農から支出されるのが原則で、少府から支辨するのは寧例外であつたらうと考へる。

註(十七)漢書食貨志上に此の文を收録して大司農陳賦錢。經用。賦稅既竭に作つて居る。即ち平準書に經耗とあるのが食貨志には經用と爲つて居る。經耗、經用は畢竟同義で經常用といふことであらう。大農以下の意味は大農に積年貯藏された錢も、又年々の經費に引當てられた賦稅も盡く竭きたといふことと考へる。食貨志の注に師古曰陳謂列奏之經當也。既盡也。言常用之錢。及諸賦稅並竭盡也とあるのは少しく明快を缺ぐ。

註(十八)此の條に引用した平準書の文には、經費の計へ方が一定して居らぬ。元朔六年の條には捕斬首虜之士、受賜黃金二十餘萬斤とあり、元狩二年の條には是歲費凡百餘巨萬とあり、元狩四年の條には賞賜五十萬金とある。百餘巨萬は申すまでもなく錢の高である。即ち錢百餘萬萬を意味するのである(巨萬は萬萬の意)。黃金二十餘萬斤と賞賜五十萬金とは均しく黃金のやうに見えるけれども必しも左様でない。漢書惠帝紀の惠帝即位の條の注には晉灼曰(中略)凡言黃金眞金也。不<sub>レ</sub>言黃謂錢也。食貨志黃金一斤。直萬錢。師古曰諸賜言黃金者。皆與<sub>三</sub>之金。不<sub>レ</sub>言黃者。一金與<sub>三</sub>萬錢也。と見えるが、此れは妥當な解釋であらう。殊に晉灼の言は、其の時代が漢に近いだけに尙ほ信頼されよう。さうして此の解釋に従へば平準書に受賜黃金二十餘萬斤とあるのは眞の黃金であるが、賞賜五十萬金とあるのは、錢を

黄金に換算したのに過ぎない。晋灼の言にも見える如く、萬錢を一金に數へるのだから、元狩四年の賞賜五十萬金は其實五十萬萬錢で、ちようど元狩二年の歳費の一半に相當するのである。

十一 皇太后皇后太子の費用はどうして支辨されたか

皇太后皇后太子の爲にはそれ／＼湯沐の邑が設けられた。武英殿聚珍版の漢官舊儀卷下には

皇后太子各食四十縣。曰湯沐邑。

と云ひ、皇后太子の湯沐の邑を四十縣として居る。然るに平津館本漢舊儀の孫星衍の案文には

案初學記藝文類聚后妃部太平御覽皇親部兩引俱作三十縣。

とある。今此の諸書を觀ると初學記卷十藝文類聚卷五太平御覽卷百三十五には孫氏の言ふ通り、孰れも三十縣に作つて居る。初學記類聚御覽の三書が一致して三十縣と傳へる以上は、此れを正しいと見殿本舊儀の四十縣を誤りとしなければなるまい。皇太后の湯沐の邑は舊儀に載つて居ないが、願ふに皇太后は皇后の時の湯沐の邑を其儘引續いて食まれたであらう。王念孫の讀書雜誌には、漢書百官表上に「皇太后皇后公主所食曰邑」とあるに就いて

皇太后三字後人以意加之也。不言皇太后者言后與公主則太后可知。漢紀及通典職官十五並作皇后公主所食曰邑。史記呂后紀集解本書高紀注並引如淳曰百官表皇后公主所食曰

邑。無皇太后三字。張晏注高紀亦同。

と論じ百官表の文には原と皇后公主云云とあつて皇太后の三字の存しなかつたことを主張したが尤に思はれる。皇太后や太皇太后の事は大抵皇后と同様なので、特筆しない場合が多かつたのであらう。漢官舊儀に皇后太子の湯沐の邑を擧げて皇太后に及ばなかつたのも亦此れが爲であつて、皇太后の湯沐の邑も、皇后と同様三十縣であつたのであらう。漢書<sup>卷十</sup>平帝紀元始元年の條に

皇太后省所食湯沐邑十縣、屬大司農、常別計其租入、目贍貧民。

とあるが、此れは太皇太后湯沐の邑三十縣の中十縣を割いて大司農に屬せしめ、二十縣だけを留めたことを謂ふのであらう。

註(十九)初學記藝文類聚太平御覽に引かれた漢舊儀の文には小異がある。初學記卷十中宮部に  
は皇后<sup>○</sup>太后各食三十縣とある。此の太后は太子の訛りと見て差支あるまい。太后ならば皇字を加へて皇太后と云ひ、且つ皇后の上に置かるべき筈である。藝文類聚卷十五后妃部には皇后食三十縣とある。此れは皇妃部に引くのだから、皇后だけを引いて太子を省いたのであらう。太平御覽卷百三十五皇親部には皇后太子各食三十縣とあつて、皇后太子の二つを列擧することが、殿本漢官舊儀と同様である。舊儀の原文には皇后太子とあつたことゝ判斷される。

皇太后皇后太子の生活に關する費用が湯沐の邑の租入に仰がれたことは論ずるまでもない。併し只其れだけであつたらうか。天子の御手元から補助されることが無かつたで

あらうか。漢書卷九十外戚傳孝成許皇后の條には次の記事が見える。

后聰慧善史書。自爲妃。至即位。常寵於上。後宮希得進見。皇太后及帝諸舅。憂上無繼嗣。時又數有災異。劉向谷永等皆陳其咎。在於後宮。上然其言。於是省減椒房掖庭用度。皇后廼上疏曰。妾誇布衣糲食。加以幼稚愚惑。不明義理。幸得免離茅屋之下。備後宮掃除。蒙過誤之寵。居非命所。當託。汚穢不修。曠職尸官。數逆至法。踰越制度。當伏放流之誅。不目塞責。廼壬寅日。大長秋受詔。椒房儀法。御服輿駕。所發諸官署。及所造作。遺賜外家。皆如竟寧以前故事。妾伏自念。入椒房以來。遺賜外家。未嘗踰故事。每輒決上。可覆問也。今誠時世異制。長短相補。不出漢制而已。纖微之間。未必可同。若竟寧前與黃龍。豈相放哉。家事不曉。今壹受詔如此。且使妾搖手不得。今言無得。發取諸官。殆謂未央宮不屬妾。不宜獨取也。言妾家府亦不當得。妾竊惑焉。幸得賜湯沐邑。目自奉養。亦小發取其中。何害於誼而不可哉。云云。

椒房は皇后の宮殿である。天子の常居たる未央宮の中ではあるが、天子の御座所とは稍離れて居たらしく、皇后は椒房から五日に一たび御座所に趣いて進見されたと漢官舊儀下巻に見える。右の文には、椒房儀法、御服輿駕、所發諸官署、及所造作とあるが、此れは少府から椒房へ御服輿駕を提供し、又皇后自らも少府所屬の諸官例へば尙方考工などの財物を發取し、且つ新に製作を命令すること、解釋される。即ち椒房の用度としては、湯沐の邑の租入の外、少府からも一定の財物が提供されたのである。許後の寵が衰へた時、椒房の用度が減ぜられたとは言へ、猶元帝時代の制度に依つて少府の供給が續けられたのである。願ふに少府

から椒房の用度を補ふことは漢初以來の制度であらう。さうして此れに由つて推測すれば皇太后の用度の支辨も大體此れと同じ方法に據られたことと思はれる。太子の用度に對しても亦略同様であつたであらう。

皇太后皇后太子に關する事務を辦理する爲にはそれ／＼官屬が設けられた。即ち皇太后の爲には長信詹事があり、皇后の爲には皇后詹事があり太子には太子詹事があつて各若干の屬官が置かれた。但し長信詹事は景帝の中六年長信少府と改められ、平帝の元始四年に長樂少府と改められた。長信長樂は太后の宮の名稱である。皇后詹事は成帝の鴻嘉三年を以て省かれ、大長秋が此に代はつた（上に掲げた許后の上奏に、大長秋とあるを參照せよ）。如上の諸官府に於ける官人の俸祿は、少府から支出されたことゝ想像されるが、詳でない。

## 十二 土木の費は何處から支出されたか

宮廷に關係した土木と言へば宮殿花園及園陵の工事が主なるものである。漢の宮殿の中で最大きいのは未央宮長樂宮建章宮甘泉宮首山宮明光宮等で未央長樂は高祖の時に治められ建章以下は武帝の時に營造された。西漢會要卷六十五に據れば此外漢書に見えた各地大小の宮殿の名は約四十に及んで居る。花園は既に第一章第六節に掲げた如く、上林苑甘泉苑以下十所ばかりもあつたので、其中武帝の時に設けられたものが多いやうである。園陵とは天子の陵墓であつて、太上皇に萬年陵があり、高祖に長陵があり、惠帝に安陵があり、文

帝に霸陵があり、景帝に陽陵、武帝に茂陵、昭帝に平陵、宣帝に杜陵、元帝に渭陵、成帝に延陵、哀帝に義陵、平帝に康陵があつた。此等は大抵天子が生前に自ら地を相して造營したものである。其の大きさも勿論一様でないが、孰れも随分壯大であつたことは、三輔黃圖卷六に

高祖長陵、在渭水北、去長安城三十五里。中略長陵山東西廣一百二十步、十三丈、長陵城周七里百八十步。因爲殿垣、門四出、及便殿、掖庭、諸官寺、皆在中。

武帝茂陵、在長安城西北八十里。建元二年始置茂陵邑。本槐里縣之茂鄉。故曰茂陵。周回三里。三輔舊事云、武帝於槐里茂陵、徙戶一萬六千。置茂陵。高一十四丈、一百步。茂陵園有白鶴館。などあるに據つて察せられる。晉書卷六索靖傳の靖の子緜が晋の愍帝に對へた言に

漢天子即位、一年而爲陵。天下貢賦、三分之一供宗廟、一供賓客、一充山陵。と云つたのは、誇張ではあらうが、併し廣大な園陵を營み、高き十數丈の土山を築き、宮館を起し、且つ多くの場合には、因つて縣邑を設け、數百千の民を徙すのであるから、其の費用は夥しかつたに相違ない。

宮殿苑囿園陵の工費は帝室財政の負擔に屬したか、將又國家財政の負擔に屬したか。園陵の工費に就いては之を決定すべき資料が漢書十卷成帝紀及同十卷七陳湯傳に見える。此の二卷に據るに、初成帝は渭城縣延陵亭に初陵を營んだが、中ごろ罷めて新豐縣戲郷に初陵を起し、昌陵と名づけた。初陵とは天子が生前に自ら造營する陵墓を斥す言葉である。高祖以來、初陵を營めば、同時に其の土地へ關東の富豪などを移住せしめて、新一縣を置く習は



してあつたが元帝の時には此の舊慣を破り唯陵を造つたばかりで縣を置かなかつた、成帝も其の例に従ひ昌陵造營の際にも陵だけを造らうとした。然るに従事中郎の陳湯といふものが將作大匠解萬年と議し、上奏して併せて縣邑をも立てんことを請うた。陳湯傳に其の情偽を述べて

萬年與湯議曰爲武帝時工楊光目所作數可意自致將作大匠及大司農中丞耿壽昌造杜陵賜爵關內侯將作大匠乘馬延年目勞苦秩中二千石今作初陵而營起邑居成大功萬年亦當重賞云云

とある。斯くて萬年湯二人の請は聽かれて昌陵に縣邑を置くことゝ定められた。ところが昌陵は土地が卑いので園陵の工事が困難を極め、五箇年に及んで一向成績が擧がらないので、永始二年遂に之を罷めて再延陵亭の故陵を造營することゝ定められ、翌三年詔して關係者一同の賞罰が行はれ、萬年湯等もそれゝ處分を受けた。成帝紀永始三年十二月の條に此の詔が掲げられて居るが、其の中に

常侍閔前爲大司農中丞數奏昌陵不可成師古曰閔侍中衛尉長數白宜早止徙家反故處師古  
長也師古曰可農中丞主民目  
康寧閔前賜爵關內侯黃金百斤其賜長爵關內侯食邑千戶閔五百戶

とあつて、大司農中丞王閔の事が見えるのは特に注意すべきである。偕て私が此の物語を引いたわけは外でない。陳湯傳に大司農中丞耿壽昌造杜陵とあり、成帝紀に閔典主省大費と

とあつて、宣帝の杜陵造營の際にも、成帝の昌陵造營の際にも、大司農中丞が其の工事の會計を掌つたことを傳へた爲である。此れに由つて觀れば、園陵工事の會計は大司農の所管に屬したやうである。さうして園陵の工事の會計が大司農の所管であつたことは、やがて其費用が大司農から支出されたことに外なるまい。尤も宣帝紀本始二年の條には

春、目水衡錢爲平陵、徙民起第宅。

と云ひ、水衡錢を以て昭帝の園陵を營んだことを戴せて居るが、此れは、注に

應劭曰、水衡與少府皆天子私藏耳。縣官公作、當仰給司農。今出「水衡錢」言宣帝卽位爲異故也。とある如く、特例に過ぎない。昭帝は二十二歳で夭折したので、未だ園陵の設けがなかつたらしい。さうして宣帝は微賤から擢でられて其の後を嗣いだのであるから、自ら抑損して特に内帑を出して先帝の園陵を營んだのである。さればこそ他の諸帝の園陵造營の條には財源に關して何の説明もなく、獨り本始二年の條にのみ「水衡錢」支出の事が特筆されたのである。此の條に獨り「目水衡錢」とあつて、他の場合に何の斷りもないのは、他の場合に於ける費用が總べて大司農の負擔であつたことを示すものと謂つて差支あるまい。要するに園陵の工事其物は將作大匠の擔任であるけれども、其費用は大司農から支出せられ隨つて會計も大司農に依つて管理されたと見るべきである。

宮殿苑囿等の工事も將作大匠に依つて營まれたことは園陵と同様であるが、併し其の費用の出所を窺ふべき資料は無く、唯園陵が國費を以て辨ぜられる以上は、宮殿苑囿も同様で

あつたらうと推測されるばかりである。併し熟考へるに、將作大匠が工事を行ふといふことと其れ自らが既に國費支辦を示すものではあるまいか。少府水衡の外、一般官廳の費用は大司農から供給されるのが原則であつて、將作大匠とても固より同様であるべき筈である。少府水衡には多數の屬官があつて、織物調度武器等の製造より錢の鑄造に至るまで、内帑を以て支辦されるものは、殆皆其の機關が設けられた。少府以外に於て、土木の爲に將作大匠の設けられたことは、土木の費用が國費の負擔であつて、内帑の負擔でなかつた爲と見ることが出来よう。但し將作大匠は原と將作少府と稱せられ、景帝の中六年に將作大匠と改められたことが百官表に見える。斯く景帝の時まで將作少府と呼ばれたのを觀れば、此の官は恐らくは初少府に隸屬し、後獨立して一個の官廳と爲つたのであらう。少府の屬官に東園匠なるものがあつて、棺槨其他陵内の器物の製作を掌ることは既に器物の條に述べたが、將作大匠も嘗て將作匠と云つたやうな名稱で、東園匠など、相並んで少府の一屬官であつた時期があるだらう。さうして、獨立の際、土木専門の少府とも謂ふべき儼然たる一官廳であることを示す爲、將作少府と名づけ、後將作少府の名も妥善でないと考へ、小府を大匠と改めたであらう。均しく匠の一種たる東園匠が少府の屬官であり、且つ將作大匠の舊稱が將作少府であつたことは、將作大匠の前身が少府の一屬官であつたことを暗示するものと謂ふことが出来よう。蓋し將作の職掌たる土木が、少府の一屬官一分課の所轄としては餘りに過大であるから、遂に分つて獨立の一官廳とせられたであらう。將作が少府に隸屬した時

期には土木の費も勿論少府の負擔であつたに相違ないが、獨立の一官廳と爲ると同時に土木の費は大司農の負擔に移されたであらう。將作は漢の初から既に獨立の官署であつたやうだから、其の少府に隸屬したのは漢以前の事であらう。随つて土木の費が少府の負擔であつたのも漢以前の事であつた。漢代に於ては、初から大司農の負擔であつたと見なければならぬ。

尙ほ桓譚の新論に「少府所領園池作務之。八十三萬萬。以給宮室。供養諸賞賜」とあるに就いて一言しなければならぬ。此れを一瞥すれば、或は宮室造營の費も少府から支辦されるやうに思はれるかも知れないが、決して左様でない。右の「以給」以下の文は、「以て宮室の供養諸の賞賜に給す」と讀むべきで、宮室の供養は天子の供養を斥すに外ならぬ。宮室と言つたのは天子と直言するを避けた結果に過ぎないのであつて、決して宮室造營の費を意味するのではなからぬ。

### 十三 内帑と國費

内帑即ち少府水衡の金錢財物は前に列擧した色々の費用、一口に言へば宮廷費の爲に使用された。併し内帑はいつも宮廷費の爲にのみ費されたのではない。時としては國費即ち國家財政の負擔に屬する費用更に言葉を換へて言へば、大司農の支出すべき費目に對しても支出されたのである。既に前節に説いた如く、匈奴征伐の行賞の費、投降匈奴給養の費

などは國費に屬するものであるが武帝の時大司農の財が缺乏した爲、内帑を以て之を支辨したことがあつた。又園陵の工費も本奉大司農の負擔であるが、宣帝即位の初には、内帑を出して昭帝の平陵を營んだ。斯様な事例は尙ほぼつ／＼見出される。史記平準書の武帝の條に

於是公卿言郡國頗被菑害貧民無產業者募徙廣饒之地陛下損膳省用出禁錢以振元元寬貸賦而民不齊出於南畝云云。

とある。水旱飢饉賑恤の費用は大司農の負擔たるべきであるが、右の場合には、特に禁錢即ち内帑を出して此れに充てたのである。漢書九卷元帝紀初元六年の條には

六月民疾疫令太官損膳減樂府員省苑馬日振困乏。

とあるが、此時にも亦内帑を出して民の困乏を賑はしたのであらう。同卷六十賈捐之傳初元元年捐之が元帝に對へた上奏には

臣竊目往者羌軍言之暴師未一年兵出不踰千里費四十餘萬萬大司農錢盡殖目少府禁錢續之。

とある。捐之は此出來事の起つた年分を掲げて居ないが、資治通鑑の胡三省の註には宣帝の神爵元年羌の反した時の事と解して居る。神爵元年是初元元年を距ること十三年前で、此時西羌が反亂を起し、後將軍趙充國、彊弩將軍許延壽、破羌將軍辛武賢等が詔を奉じて其の大討伐を行つたのであつて、此れより以後初元元年まで西邊は無事であつた。それ故賈捐

之の所謂差軍は此の神爵元年の大討伐と解するのが至當であらう。外征の費も勿論大司農の負擔に係るのであるが此時には大司農の錢が缺乏を告げた爲宣帝は内帑を出して之を補充せしめたと見える。要するに大司農窮乏の場合、天災の爲人民が窮困した場合などに内帑を出して國用を補ふことは漢一代を通じて折々行はれたのである。

#### 第四 帝室財政の機關

帝室財政の機關は初少府一つであつたが武帝の元鼎二年、水衡都尉を置くに及んで、少府、水衡の二官廳が帝室財政の機關と爲つた。併し少府は主であつて、水衡は従たるに過ぎない。帝室財政運轉の樞機を掌握したものは實に少府に外ならぬ。

少府といふ名稱の由來は北堂書鈔十卷四五に引かれた應劭の漢官に

少府別爲小藏。故曰少府。秩中二千石。大用由司農。小用由少府。故曰小藏。

とあるに由つて明である。水衡に就いては漢書百官表の該官の注に

應劭曰。古山林之官曰衡。掌諸池苑。張晏曰。主都水及上林苑。故曰水衡。主諸官。故曰都。有卒徒武事。故曰尉。師古曰。衡平也。主平其稅入。

とあつて應張と顔と主張が異なつて居る。願ふに水衡都尉が掌るのは、一般の租稅で無くして、山林池澤の稅である。故に顔氏の說よりは寧ろ應張二氏の其れが妥當であらう。私には水衡の名は山林池澤の稅を掌るが爲に生じたと解釋して置く。

少府水衡は財政事務の外、尙ほくさくの雑務を掌つた。今百官表に據つて少府水衡の組織を考へ、財政機關として働いたのが、何の部分であつたかを明にしよう。

少府とは役所の名稱であり、同時に長官の名稱であつた。長官たる少府の秩が中二千石であつたことは、上に引いた漢官の文に見える。少府の下に少府丞六人があつた。此の丞は我國今日の次官秘書官參事官などに當る樞要な地位であつて、各分課の令の下にある丞とは非常な懸隔があつた。續漢書百官志に據れば少府丞は比千石で、各分課の丞は六百石である。此れは恐らくは前漢以來の制度であらう。他の官廳に於ける長官直屬の丞は大抵一人若しくは二人である。六人の丞を置いたのは少府の外にない。此れは少府の事務の繁多であつた爲と思はれる。少府の屬官の分課は頗る多數である。今漢書百官表を本とし、漢官舊儀續漢書百官志等を參酌して次に列擧しよう。

尙書 令一人丞二人尙書四人(武帝の時増され五人と爲る)郎四人

尙書は三公九卿以下より具奏する文書及官吏の任命に關する事務などを掌るもので、天子の秘書官のやうな役目を勤めた。隨つて漸次樞要の地となり、漢の末葉に至つては、國政に參するものは、領尙書事と稱し、尙書の事務を統べた。漢官舊儀七卷の尙書郎の一たる謁者曹郎の條に、「主天下見錢貢獻委輸」とあるに據れば、尙書の財賦の事にも關係したのが知れる。

符節 令一人丞一人尙符璽郎二人

漢代に於ける國家財政と帝室財政

符節は御璽及符節を掌る。尙符璽郎の名は百官表にはないけれども、霍光傳に見えるから前漢時代から存在したに相違ない。今續漢書百官志該郎の條に「本注曰舊二人」とあるに依つて定員二人として置く。

太醫 令一人、丞二人、諸醫二百九十三人、

太官 令一人、丞七人、

湯官 令一人、丞一人、

樂府 令一人、丞一人、

若廬 令一人、丞二人、

考工室 令一人、丞一人、

右諸官の職守は、既に前章に説いたから省略する。考工室は武帝の太初元年室字を去つて、單に考工と呼ぶことに改められた。

左弋 令一人、丞九人、尉二人、

左弋も太初元年、飲飛と改められた。其の職掌は、元帝紀初元二年の注に「如淳曰：漢儀注、飲飛、具罾繳以射鳧雁、給祭祀」とあるので明である。宣帝紀神爵元年の注に「臣瓚曰：略在上林苑中、結罾繳弋鳧雁」とあるけれども、必しも上林苑ばかりでなく、其他の池籓に於ても水禽を捕らへたことは、元帝紀に「少府飲飛外池」とあるに據つて知られる。



居室 令一人丞一人、

居室も亦太初元年に保宮と改められた。居室の職守については顔師古の注に何の解釋もない。史記<sup>七卷百</sup>武安侯列傳に「武安乃磨騎縛夫<sup>中</sup>繫居室<sup>〇</sup>」とあり、漢書<sup>十四卷五</sup>蘇武傳に「漢加目老母繫保宮<sup>〇</sup>」とあるに據れば、居室若しくは保宮は牢獄のある場所と受取られる。然るに漢書<sup>十卷八</sup>儒林傳瑕丘江公の條には「迺徵周慶丁姓待詔保宮<sup>〇</sup>」と云ひ、學者をして保宮に出仕せしめたことを傳へて居るから、單に牢獄だけのある場所でないことも明である。史記武安侯傳の集解には「如淳曰：百官表云：居室爲保宮。今守宮也」と云ひ、居室を以て後漢の守宮に擬して居るが、併し續漢書百官志守宮の條には「本注曰：主御紙筆墨及尙書財用諸物及封泥<sup>〇</sup>」とあつて、守宮の職守は、史記漢書の居室保宮の記事に適合しないやうである。顧ふに守宮は其の名稱から考へて、如淳の言の如く、保宮の後身らしく思はれるが、縱令左様としても、後漢に至つて其職守が變更されなかつたとは定め難い。後漢の守宮は、姑く置き、前漢の居室保宮に就き、前に擧げた史記漢書の記事に據つて推測するに、此の官は宮殿を管理するものではあるまいか。それゆへ學者を待詔として此處に出仕せしめることもあれば、又一方に宮殿や庭園の雜役に從事せしめる所の囚徒を繫ぐべき牢獄をも掌るのではあるまいか。斯く解釋すれば、史記漢書の記事も略撞着なく説明することが出來、且つ居室保宮といふ名稱の意義も了解し得られる。

甘泉居室 令一人、丞五人

甘泉居室も太初元年昆臺と改められた。此官も名稱から推して甘泉苑中の宮殿を掌つたものと思はれる。史記<sup>十卷</sup>百衛將軍列傳に「青嘗從入至甘泉居室有一鉗徒。相青曰貴人也。云云」とあるが、甘泉居室は居室と同様、一方には獄舎を掌り、鉗徒をも收容したのであらう。

左司空 令一人、丞一人

右司空 令一人、丞一人

左右司空に就いては顔注に説明を缺いて居る。但し百官表宗正の屬官都司空の注には、如淳曰、律、司空主水及罪人、賈誼曰、輸之司空とある。律の司空の解釋は都司空、左右司空など總べて司空と名づけられた官に適用することの出来るものであらう。随つて左右司空は少府所轄の土地に於ける治水並に罪人を掌つたのであらう。居室や司空に收容された罪人は蓋孰れも徒刑囚であつて、之をさまざまの勞役に驅使したのであらう。

東織 令一人、丞一人

西織 令一人、丞一人

東園匠 令一人、丞一人

右三官の職守は前章に述べたから省略する。東織は成帝の河平元年に省かれ西

織は、同年、織室と改められた。

胞 長一人、丞一人

宰割を掌ることは前章に述べたる如くである。

都 水 長一人、丞一人、

都水の官は少府の外太常、水衡三輔等にもあつた。百官表太常の註には、如淳曰、律都水治渠隄水門とあるが、續漢書百官志には漁税を掌ることを載せて居る。蓋都水は或は渠隄水門を掌り、或は漁税を掌り、或は此の二つを併せ掌つたので、均しく都水と呼ぶも、其の職守には多少の出入があつたであらう。少府には前に掲げた如く左右司空があつて治水を掌つたやうである。さうして渠隄水門の設備は治水の一端である。少府に於ては、渠隄水門の事は左右司空が掌り、都水は主として漁税を掌つたのではあるまいか。私は姑く斯く假定して置かう。併し都水が漁税を掌つたとしても、天下全體の漁税に關する事務を統べたのではなく、恐らくは京師附近に於ける少府直屬の或河川池沼の税を徵收したのに過ぎなからう。此れは少府の都水の主任者が令でなく、令より一段下の長であること、並に少府の外水衡三輔等にも同じく都水長の設けのあつたことなどに由つて推測される。

均 官 長一人、丞一人、

均官の解は顔註に見えない。沈欽韓の漢書疏證卷五には、「王莽於長安及五都立五

均官五穀布帛絲綿之物均官。川本價取之。此少府均官。本主市賈者也。と云ひ王莽の五均官の如く市價の平衡を掌るものと解釋した。併乍ら漢書<sup>卷十五</sup>八谷永傳に、谷が經費節約の爲、大官導官中御府均官等の用度を減ぜんことを請うたのを觀れば、均官は決して單に市價ばかりを掌つたものでなく、其養に關する事務を掌つたものと受取られる。がどんな事を掌つたのか、詳でない。

中書謁者 令一人、丞一人、

中書謁者は初宦者を以て之に充て、選署及文書の事を領せしめた。即ち其の職守は尙書と相似たものである。成帝に至つて始めて士人を任用することゝした。

黃門 令一人、丞一人、

黃門に就いては漢書<sup>卷十六</sup>八霍光傳の注に、師古曰黃門之署、職任親近、百物在焉、とあるのが要領を得て居る。黃門は種々雑多の事物を掌つた。乘輿狗馬の外、角抵倡優などをも掌つたことは前節に述べた如くであるが、此外畫工の抱へられて居たことが霍光傳に見え、其他一藝一能あるの士は此處に出仕して詔を待つたやうである。即ち黃門は一面に於て、唐初の翰林院のやうな性質を具へて居たやうである。さうして馬の爲には黃門馬監があり<sup>漢書卷六十</sup>八金日磾傳、狗の爲には黃門狗監があり<sup>同卷</sup>七上<sup>同卷</sup>司馬相如傳、倡優の爲には黃門倡監があつた<sup>東方朔傳</sup>二十五。

鈞盾 令一人、丞五人、尉一人、

鈎盾の職に就いては百官表注に師古曰鈎盾主近苑囿とある。續漢書百官志には「典諸近苑囿遊觀之處」とある。蓋甘泉上林の如き大苑囿でなく、京城附近の小苑囿を掌るものであらう。

尙方 令一人、丞一人、

尙方の職守は前章に述べたから此處には省く。

御府 令一人、丞一人、

百官表注に師古曰御府主天子衣服也とあることは前章にも述べた。御府が御料の衣服を掌つたことは漢書卷八宣帝紀元平元年の條に賜御府衣とあるに據つても明であるが併し其れが御府の職掌の全部ではない。史記卷十孝文本紀後六年の條に

羣臣如張武等受賂遺金錢覺上乃發御府金錢賜之以愧其心

とあり又既に前章に引用した如く史記平準書に

縣官不給天子乃畧出御府禁滅以賒之

とあり同卷六三王世家に

盧御府之滅以賞元戎

とあり又漢書卷五賈山傳の山が文帝に上つた疏に

發御府金賜大臣宗族

漢代に於ける國家財政と帝室財政

とあり、同十卷六霍光傳の昌邑王の非行を敘した中に

發御府金錢刀劍玉器采繒賞賜所興遊戲者從官官奴。

とあり

使中御府令高昌奉黃金千斤賜君卿。

とあり、同九卷上王莽傳居攝二年の條に

禁列侯曰下不得挾黃金輸御府受直。

とあるに據れば御府は金錢を掌り、刀劍玉器采繒にまでも及んだことが知られる。刀劍玉器等の保管は恐らくば御府よりも尙方などで主として掌られたのであらうが、金錢の事は、實に御府の最主要な職掌であつたらしい。上の例に據れば、大臣に下賜される黃金も、嬖臣に賜はる金錢も、又國費補助の爲大司農へ交付される巨額の金錢も、皆御府から支出されたのである。即ち御府は少府に於ける唯一の金錢庫であり、金錢出納を掌るものであつたやうである。顏師古は百官表の注に於いて、御府を以て單に衣服を掌るものとした外、王莽傳の注には、御府有令丞少府之屬官也。掌珍物と云つて居る。衣服を主るといふのも珍物を掌るといふのも、御府の職掌の最樞要な點に觸れて居ない。

右に掲げた霍光傳には中御府令とあつて、中の一字が加はつて居る。中御府といふことは此の外漢書谷永傳にも見える、谷永傳の文は上の均官の條に引用した

から参照されたい。御府は一つに中御府とも呼んだのであつて、御府の外別に中御府といふものがあつたわけではない。中は宮中の意味である。

永巷 令一人、丞八人

永巷は太初八年掖庭と改稱された。職守は前章に説いた。

内者 令一人、丞一人

内者の職掌に就いては注に説明がないが、續漢書百官志には「内者令一人六百石。本注曰掌中布張諸衣物」と云ひ、宮中で用ひられる幃帳幔幕の屬を掌るものとして居る。衣物とは柱や壁などを掩ふ布帛類を斥すので、衣服の事ではない。漢書卷九上王莽傳に「未央宮置酒。内者令爲傅太后張幄坐於太皇太后坐旁。莽案行。責内者令曰。定陶陶太后藩妾。何日得與至尊竝。徹去更設坐」とあるに據れば内者の職は兩漢を通じて同一であつたらしい。

宦者 令一人、丞七人

宦者は閹人で、内廷の雜役を給するものであることは申すまでもない。丞七人を置いたのは宦者の數の夥しかつた爲に外ならぬ。

上林十池監

上林苑中の池沼を掌つたものと思はれる。

農官

漢代に於ける國家財政と帝室財政

少府及水衡に農官を置いて、それ／＼所屬の公田を掌らしめたことは史記平準書及鹽鐵論園池篇などに見える。併し其の員數などは全く分らない。

少府の屬官は大體以上の如くである。此れを大別して、第一天子の共養並に之に關連する宮廷の雜務を掌るもの、第二宮廷の財政に關する事務を掌るもの、第三國政に關する事務を助けるものとする事が出来る。太官湯官導官樂府若慮考工等は第一に屬し、御府都水農官等は第二に屬し、尙書中書謁者等は第三に屬する。即ち今私が主題とする帝室財政の機關と見るべきは御府都水農官等に過ぎないので、稍寂寥の感を免れぬ。併乍ら少府の財政機關は唯此れだけではない。長官たる少府其人と少府丞とが其最重要な機關であることを忘れてはならぬ。少府丞は前に述べた如く六人である。六人全部が財政事務に關係したのか、其中幾人か、専財政の局に當つたのか明でないが、孰れにしても、少府丞六人の力は主として財政事務に注がれたのであらう。少府は山海池澤の税を掌るとは言へ、京師附近の或地方に於ける漁税の如きの外は、少府に於て自ら其の徵收の任に當らない。郡國で徵收して少府に送り、少府で其れを査核して受取ればよい。故に租稅事務の爲、少府に多數の官吏を置く必要は無かつたのであらう。さうして郡國から送られた租稅の授受に任じたものは少府丞であつたらう。かくて既に受取られた税金は御府に輸せられ、御府令丞が保管の責を帯びたであらう。若し夫れ收入と支出との權衡を考へて、帝室財政の大綱を料理する場合に於て、其の調査立案などに従事するものは、矢張少府丞であつたらう。少府丞



の建言を取捨して最後の斷定を下し天子に上奏して其の裁可を仰ぐものは、長官たる少府其人であつたと見なければならぬ。さうして少府の命に依り若しくは天子の直命に依つて親しく金錢財物の支撥を行ふものは御府令であつたのである。漢書卷八循吏傳召信臣の條に

竟寧中、徵爲少府、列於九卿、奏請上林諸離、遠宮館、稀幸御者、勿復繕治、共張。又奏省樂府、黃門倡優、諸戲、及宮館兵器、減過泰半。太官園種冬生蔥、韭、菜、茹、覆、口、屋、廡、晝、夜、難、蘊、火、待、溫、氣、乃生、信臣曰、爲此皆不時之物、有傷於人、不宜口奉供養、及它非法食物、悉奏罷、省歲費數千萬。とあるが如きは、即ち少府が財政上の權能を發揮した一例とすることが出來よう。

次に水衡の長官は水衡都尉である。其の下に水衡都尉丞五人があつた。丞五人は少府に次いで最も多い丞の定員である。水衡の分課は次の如くである。

上林 令一人、丞八人、尉三十人、

苑中に於ける禽獸の飼養、宮館の管理並に苑全體の警邏等、上林苑に關する一切の事を掌つたものと見てよからう。

均輸 令一人、丞四人、

御羞 令一人、丞四人、

禁園 令一人、丞一人、尉二人、

右三官も上林苑の中に置かれたものゝやうである。職掌は前章に掲げた。

輯 濯 令一人、丞一人、

注に「如淳曰中略輯濯船官也。中略師古曰輯與楫同。音集。濯音直。孝反。皆所以行船也」とある。苑中の池沼に浮ぶ船の事を掌るものであらう。

鍾 官 令一人、丞一人、

技 巧 令一人、丞一人、

六 廠 令一人、丞一人、

辨 銅 令一人、丞一人、

右四官も上林苑の中に設けられたものと見るべきである。職掌は既に述べた。

衡 官 長一人、丞一人、

衡官の職掌に就いては顔注其他に何の解釋も見えない。周禮地官には林衡川衡などの官名が見え、山林の官も河川の官も均しく衡と呼ばれて居るが、國語齊語には「澤立三虞」とあり、山立三衡とあつて、衡は專山の官と爲り、虞は水の官と爲つて居る。顧ふに衡は廣義には山の官にも水の官にも用ひられ、狹義には專山の官に用ひられたのであらう。水衡の場合でも、衡は山を意味すればこそ、別に水の字を加へて水衡と名づけたであらう。随つて衡官も山麓林野の税を掌り、都水の河川池沼を掌るのと相對して、山と水との税を分掌したのであらう。併し山の税と言つても天下一般の山の税を掌るのではなく、上林苑内外に於ける山林礦物などの税

を掌るに過ぎなかつたことは、都水の場合と略同一轍であつたのであらう。

水司空 長一人、丞一人、

水司空も他の司空と同じく治水及罪人を掌るものであらう。水字を冠したのは治水を掌ることを明にしたまゞであらう。

都 水 長一人、丞三人、

下に掲げる甘泉都水上林都水と参照して考へるに、此の都水は、恐らくは、上林苑甘泉苑以外の諸苑園諸池籩の漁税を掌つたであらう。

農 倉 長一人、丞三人、

水衡所屬の田官で收めた租穀の貯藏を掌るものであらう。或は少府の田官の租穀をも併せて貯藏したかも測り難い。

甘泉都水 長一人、丞四人、

上林都水 長一人、丞四人、

百官表の本文には、又衡官水司空都水農倉。又甘泉上林都水七官長丞皆屬焉とある。甘泉上林都水の讀方に就いては、官本漢書の注に引かれた劉放の言に水衡屬官先叙九官令丞矣、後列長丞、又云上林計令長不當並置、然則甘泉上林長是一官、甘泉都水長是一官、自衡官已下、凡六官、言七者誤也と見える。劉放の言は大體妥當で、七を六の誤りとしたのもよい。併し甘林上林を一官としたのは心得難い。上林令があ

る上に上林長のあるべからざるのみならず、甘泉上林長なるものを置くのも亦屋上屋を架するものではないか。私は甘泉上林都水は、甘泉都水と上林都水との二官だと考へる。即ち都水は上の甘泉と上林との双方を受けるものと考へる。此の二官はそれ／＼甘泉苑及上林苑の中の河川池沼を掌つたのであらう。但し上林の十池に對しては、別に少府に監の設けがあるから、十池は上林都水の管轄以外に置かれたであらう。

## 農官

水衡に農官の置かれたことは少府の條に述べた。

右水衡の屬官は、上林の苑圃を始め、該苑中に設けられた色々の營造物並に附近の苑圃河沼、さては公田などを掌つたのであるが、就中注意すべきは鍾官、辨銅、均輸の三官と衡官、都水、甘泉都水、上林都水、農官等である。鍾官以下の三官は鑄錢の機關であり、衡官以下は租稅徵收の機關である。漢書百官表の水衡都尉の條には、掌上林苑とある。嚴格に言へば上林苑のみではないが、上林苑を中心として其れに關連した事務を掌る爲、斯く言つたのであらう。百官表に據れば、水衡都尉は、武帝の元鼎二年に創設された。又同表には

初御羞上林、衡官及鑄錢皆屬少府。

と云ひ、御羞以下の諸官が原と少府に屬したことを傳へて居るが、願ふに、此の諸官は水衡創設の際少府から水衡へ移されたのであらう。水衡設立の理由は詳ではないが、略推測し得

られる。即ち上林苑に關連したくさくさの事務が膨脹したる爲、從來少府の屬官として其の事務を掌つて居たものを、獨立せしめ、且つ擴張して一箇の官廳としたのであらう。錢の鑄造を掌る鍾官、辨銅、均輸は上林三官と稱へられ、上林苑中に設けられたのであるが、此の三官の事務は元鼎二年の頃ほひから、頓に繁劇を加へたやうである。史記平準書に

郡國多姦鑄錢。索隱曰、謂多姦、巧、狹、以、鉛、錫、也。錢多輕、而公卿請令京師鑄鍾官赤側。一當五、賦官用非赤側不

得行、白金稍賤、民不寶用。縣官以令禁之無益、歲餘白金終廢不行、是歲也張湯死而民不思、其後二歲、赤側錢賤、民巧法用之不便、又廢、於是禁郡國無鑄錢、專令上林三官鑄。

とあるに據れば、張湯死去の歲即ち元鼎二年(徐廣の元鼎三年と解したのに從ひ難いことは前章に述べた)の頃から賦及官用には專赤側錢を用ひることゝ爲つたのである。さうして賦及官用に專赤側錢を用ひることゝなれば、勢、赤側錢の鑄造高を増加しなければなるまい。随つて此の頃から鑄錢の機關たる鍾官以下の事務が頓に繁劇を加へたことゝ察せられる。又平準書には次の如き記事が見える。

初大農筦鹽鐵、官布多。索隱曰、官、謂泉布也。置水衡、欲以主鹽鐵、及楊可告緡、上林財物衆、乃令水衡主上林、上林既充滿益廣。

此の文は晦澁の譏を免れない、或は初水衡都尉をして鹽鐵の事務を掌らしめ、告緡勵行の後に至つて、更めて上林苑を主らしめたかとも思はれるやうであるが、決して左様でない。大司農が鹽鐵專賣の事務を擔當したのは、顯著な事實であつて、疑ふべき餘地もない。水衡は

主として、專賣の收入たる官布即ち錢を保管したのであらう。但し或は鹽鐵其物の保管に任じたことなどもあるかも知れぬ。上林苑中の隙地は色々な目的の爲に利用されたやうであるから、鹽鐵關係の諸倉庫も恐らくば此の苑の中に置かれたであらう。水衡が鹽鐵に關係ある財物を保管したのは、其貯藏所が上林苑中に在つたからであらう。此外告緡勵行に因つて沒收された財物も、亦同じく上林中に貯藏されて水衡の管理に歸したのである。

元來上林は秦以來の苑園で、一時大分廢れて居たのを、武帝の建元元年に至つて改造し擴張し、少府に上林令を置いて之を掌らしめたのであるが、何分廣大な苑園であるから、此れに關する事務も多く、且つ其中に設けられた鑄錢機關や諸倉庫の事務も元鼎中に至つて特に増大したので、上林苑に關連する諸官を以て優に一官廳を構成するに足り、且つ斯くした方が便利に爲つたのであらう。私は水衡の設立は斯る事情に胚胎したと考へる。但し鹽鐵收入の保管が水衡に屬したのは鹽鐵專賣當初だけの事で、後には大司農に歸したやうである。上述の如く水衡は少府から分かれて獨立の一官廳と爲つたものであるか、併し少府と水衡との間には統屬關係こそ無けれ、職掌の上から言へば、水衡は遂に少府の補助機關たるに過ぎなかつた。財政方面から觀ても水衡は貨幣の鑄造や或種の租稅の徵收などを掌つただけで、帝室財政全體に對する切盛りは其の權限の外に在つたのである。文獻通考

卷十 征

權考雜征斂の條に章氏の説を引いて

章氏曰、漢之山澤園池之稅、本以給其養、而少府掌之、其後倣古虞衡之意、而置水衡、乃取少府

之所謂山林苑池之稅。而付水衡以平之。然他日猶有江海陂池屬少府者。而海丞果丞猶掌之於少府之下。則亦不盡屬之也。

とある。即ち章氏は水衡の設置と同時に、山澤園池の税を大抵水衡に屬せしめ、少府には僅に其の一部分を留めたこと考へたのである。若し左様とすれば、稅務に於ては水衡が主位を占め、少府は客位を占めたことゝ爲るのであるが、併し此れは正鵠を得た見方ではない。水衡は百官表にも「掌上林苑」といふだけで、廣く山澤の税を掌ることを言はず、又百官表以外に於ても左様な形跡は全く見出されないのに引換へ、少府に就いては、百官表に「掌山海池澤之稅」といふ明文がある外、漢書元帝紀初元元年の詔にも

江海陂湖園池屬少府者、曰假貧民。

と見え、同卷七孫寶傳にも

時帝成帝を斥す、舅紅陽侯立、使客南陽太守李尚占墾草田數百頃、頗有民所假少府陂澤、略皆

開發。

と見える。尤も右元帝の詔には「江海陂湖園池屬少府者」とあつて、江海陂湖等には少府に屬するものと屬せざるものとがあつたやうにも受取られる。章氏の如きは左様解釋し、其の一部は少府に屬し、大部分は水衡に屬したと見做したのである。又孫寶傳に少府陂澤と特に少府の二字が冠せられてあるを觀ても、少府所管の陂澤と然らざる陂澤とがあつたらしくも思はれる。併乍ら此の二つの語句は決して左様な意味ではない。天下の江海陂湖は

悉少府の有たるべきでめるとは言へ、天下の江海陂湖から悉税が擧がるわけではない。或は漁撈其他の生業に適しないで自然の儘に放棄されて居るものもあらう。或は多少漁撈などが行はれても、従業者が少數であるとか、收益が乏しいとかの爲に税を取立てない所もあらう。此種の江海陂湖が事實上少府の有として取扱はれず、租稅收入のあるものゝみが專少府の有として取扱はれるのは當然である。元帝の詔に江海云々の少府に屬する者もあるのも、此の租稅收入のある場所若しくは之に準ずべき物資豐富の場所を斥すのであらう。孫寶傳に少府陂澤とあるのも、民に貸附けられ、相當の税の徴收された場所であることは殆疑を納れぬ。要するに天下の山海陂澤の税は專少府に依つて掌られ、上林苑及其附近の池籩山川の税が水衡都尉に依つて掌られたのに外ならぬ。章氏の説は水衡といふ名稱に囚はれて事實を顛倒したものと謂ふべきである。

## 第五 結論

漢の財政が國家財政と帝室財政との二つの系統に分たれたこと、並に帝室財政の收入支出及其の機關に就いては以上四章を以て略要領を述べた。今其の大體を回看して前に述べ漏らした事どもを補ひ、併せて簡単に國家財政と對照して見よう。

帝室財政の收入は(一)山澤の税(二)江海陂湖の税(三)園圃の税(四)市井の税(五)口賦(六)苑囿池籩の收入(七)公田の收入(八)獻物耐金及湯沐の邑の租稅であることは第二章に述べた。漢書百



官表に「山海池澤之税」とあり、漢官舊儀に「山澤魚鹽市税」とあり、又史記平準書に「山川園池市井租税之入」とあるのは、其の大略を擧げたに過ぎないのであつて、此外尙ほ口賦苑園池籩公田の收入などのあつたことを忘れてはならぬ。山澤の税の一つたる礦山の税として輸納された銅は、初は少府に於て後には水衡に於て、均輸の法に倣つて調達された銅と併せて、之を鑄て錢を造つた。此の錢が全部少府なり水衡なりに留めて、供御の費に充てられたとは考へにくい。少くとも武帝が、人民は勿論郡國の鼓鑄を禁じ、專上林三官をして錢を鑄しめた後に於ては、幾分を大司農に分つて軍國の用に充て、天下一般の通用に資したと思はれる。

帝室財政の支出としては、(一)食膳の費、(二)被服の費、(三)器物の費、(四)輿馬の費、(五)醫藥の費、(六)樂府及戲樂の費、(七)後宮の費、(八)鑄錢の費、(九)少府水衡の雜費、(十)賞賜の費を擧ぐべく、此外皇太后、皇后、太子各宮の費用の一部も内帑から補給された。さうして宮殿苑園園陵等の工費は、國家財政に繰入れられ、大司農の負擔に歸した。漢書母將隆傳には、共養勞賜、壹出少府とある。此の共養と勞賜とは、帝室財政の支出の二大宗に相違ないが、併し廣義の共養の一部に屬すべき筈の宮殿其他の營造費は、帝室財政の支出の範圍外に置かれた。又御料の馬匹は少府及水衡で飼養され、其の費用は勿論帝室財政の負擔に屬したのであるが、併し其の馬匹は、太僕の掌る諸廐若しくは三十六苑から供給され補充されたらしい。此れに引換へ、其の幾分は國庫に交付されたと考へられる錢の鑄造費は、悉帝室財政の負擔であつた。天地宗廟などの祭祀は、太常の管轄で、其の費用は大司農に由つて支辨されたけれども、祭祀用の犧牲は

水衡都尉の掌る上林苑の禽獸を以て充てられたことは、漢書卷八循吏傳龔遂の條に

水衡典上林禁苑中略爲宗廟取牲。

とあり、漢官舊儀卷下に

上林苑中昆明池、鑄池、牟首諸池、取魚鼈、給祠用。

上林苑中、以養百獸、禽鹿、晉祭祠祀賓客、用鹿千枚、麋兔無數。

とあるなどに據つて明である。斯く細目に於ては、帝室財政と國家財政と互に相出入したとは言へ、大體に於ては、劃然と區別され、帝室財政の支出は主として共養と賞賜との二つであつた。

轉じて國家財政を観ると、其の收入の主なるものは

(一) 田 租

(二) 算 賦

田租は特に説明するまでもあるまい。算賦の事は第二章口賦の條に述べた。

(三) 更 賦 兵役を免れる爲に出す税である。昭帝紀、食貨志等に見える。

(四) 算訾及算緡 景帝の頃訾萬錢に付算百二十七を收めた。算訾とは之を斥す。武帝の元狩四年に至つて錢千錢毎に算二十を出さしめた。此れが算緡である。

(五) 算車船 武帝の元狩四年に定められた制度で、商人の輜車に二算を課し、商人ならぬものゝ輜車に一算を課し、船の長さ五丈以上のものに一算を課した。一算は錢二十

である。

(六)算馬牛羊 同じく武帝の時に創設されたもの。漢書卷八十四翟方進傳に見える。

(七)鹽鐵專賣の收入 鹽鐵專賣の事は既に詳述したから此處では説かぬ。

(八)權酤の收入 權酤は酒の專賣である。武帝の天漢六年に創設され昭帝の始元六年に罷められた。

(九)均輸の收入 均輸の事も既に説いた。

(十)賣爵の收入 賣爵は惠帝文帝武帝などの時に行はれたが武帝の時が最盛で、就中武功爵が著名である。

右の中算緡以下は大抵武帝の時に創設され、且つ同帝の時に廢止されたものが多い。前漢一代若しくは武帝以後平帝に至るまでの間を通じて最有力な財源と爲つたものは、田租算賦吏賦及鹽鐵專賣の收入である。此等の諸收入は郡國官若しくは大司農所屬の官吏の手に由つて徵收され、地方に於ける當該官憲の費用を控除して、其餘は悉大司農に輸納されたのである。次に支出は下の六項に大別することが出来る。

(一)在京官吏の俸祿 丞相御史大夫以下中央各官廳の長官屬官の俸祿を斥す。宮殿内の警衛を掌る光祿勳及其部下の武官の俸祿も此中にある。但し少府水衡兩官廳の俸祿は此の外に置かねばなるまい。

(二)祭祀の費 天地山川宗廟の祭祀の費用である。之を掌るものは太常である。

(三)土木の費 宮殿苑囿園陵其他官用營造物建築の費用である。之を掌るものは將作大匠である。

(四)軍隊供養の費 南北軍を首とし、京師に駐屯する軍隊の餉需を斥す。南軍が衛尉に統べられ、北軍が執金吾に統べられたことは既に述べた。

(五)軍用車馬及兵器の費 軍用車馬は太僕に依つて掌られ、兵器は郡國の工官で製造されたことは前に述べた如くである。

(六)京師諸官廳の事務費 少府水衡以外の諸官廳の事務費を斥す。

此中錢高の最多いのは在京官吏の俸祿軍隊給養の費、軍用車馬の費などであらう。即ち俸祿と軍費とであらう。後世歴代の事例を通觀すれば、國費の大宗は祭祀供御、營造俸祿賞賜、軍費などである。勿論時に隨つて變遷し、一概に斷定し難いけれども、此の六種は常に重要な地位を占めて居る。漢代に於ては此中供御と賞賜との二つが帝室財政の負擔に屬し、他の四つが國家財政の負擔に屬したのである。

帝室財政並に國家財政に關する統計は不完全ながら漢書王嘉傳と桓譚の新論とに保存された。此れは既に第一章に引用したが、今一回掲げよう。王嘉が哀帝に上つた疏には

孝元皇帝奉承大業、溫恭少欲、都内錢四十萬萬、水衡錢二十五萬萬、少府錢十八萬萬、中略賞賜節約、中略故少府水衡見錢多也。

とあり、新論には

漢定以來、百姓賦斂、一歲爲四十餘萬萬。吏俸用其半。餘二十萬萬藏於都内。少府所領園池作務之、八十三萬萬。以給宮室供養諸賞賜。

とある。王嘉に據れば、元帝少欲の結果、當時都内に貯藏された見錢が四十萬萬に達し、水衡の錢が二十五萬萬、少府の錢が十八萬萬に及んだのであり、桓譚に據れば、漢初以來、一年間に於ける百姓賦斂の總額は四十餘萬萬で、其の一半は消費され、一半は貯藏され、少府の收入は八十三萬萬であつたのである。百姓賦斂とあるのは、天下の賦斂の總額ではなく、大司農に納まつた賦斂の高であらう。即ち天下の賦税の總額から郡國の費用を控除したもので、其の總額は更に多大であつたのであらう。偕て二人とも大司農の錢に就いて四十萬萬若しくは四十餘萬萬といふ數字を擧げ、數字其物は略一致して居るけれども、王嘉は之を都内貯藏の見錢と云ひ、桓譚は之を大司農の歳入と云ひ、其の意味が同じくない。顧ふに前漢二百年間に於ける大司農の歳入には、勿論幾多の變遷があつたに相違ない。前漢一代の間常に大司農の歳入が四十萬萬であつたとは考へ難い。此の數字は恐らくは漢末に於ける大司農歳入の概數たるに過ぎなからう。桓譚は又大司農に於ては歳入の一半二十萬萬を剩し得たと傳へて居る。併し王嘉に依れば、元帝の時帝の節儉の結果、大司農に四十萬萬の貯蓄が出来たのである。随つて元帝の時年々二十萬萬の剩餘があつたのでないことは明である。元帝時代は漢末に於て最も財政の豊かな時代である。元帝の前なる宣帝の時には匈奴や西羌の事變の爲め多くの財を費し、前章に述べた如く、神爵元年には少府の禁錢を出し

て大司農の窮乏を救つた。元帝の後なる成帝の時には財政の維持に苦しみ、加賦の説さへ起つたのは、下に述べる如くである。又哀帝の財政が元帝の其れに比して大に遜色のあつたことは、王嘉が元帝の事蹟を艶説したに據つても知られる。故に元帝の時は勿論、其の前後の時代に於ても、大司農に年々二十萬萬の剩餘を生じたとは受取られない。桓譚の言は、此點に於ては、恐らくは誤謬であらう。漢末大司農一歳の收入を四十餘萬萬と見、無事の際に於ける一歳の剩餘を數萬萬多くとも十萬を超えなかつたと見、さうして元帝時代に於ける都内の蓄積を四十萬萬と見れば、略辻褄が合ふやうである。次に王嘉は元帝時代に於ける水衡貯藏の見錢を二十五萬萬、少府の其れを十八萬萬とし、桓譚は國初以來の少府の歳入を八十三萬萬として居る。少府の八十三萬萬は、大司農の歳入の二倍で、明に過大である。尤も、少府のみならず、水衡の收入をも合計したのであらうが、其れにしても過大を免れぬ。此れは桓譚其人が誤つたのか、將後世傳寫の誤りか、孰れにしても正確な數字とは認められぬ。少府水衡の財源と大司農の財源とを比較すれば、どうしても前者の收入が後者の收入よりも多かつたとは考へられない。併し王嘉に依れば、少府水衡の貯藏の合計は四十三萬萬錢であつて、大司農の貯藏額と略同様である。貯藏の多少が正しく收入の多少に比例するとは言はれない。歳入が比較的少なくとも歳出が更に少ければ剩餘は比較的によく、隨て貯藏も亦比較的に多い。故に正確なことは勿論分らないけれども、兎に角、四十三萬萬の貯藏があるからには、少府水衡の收入は、縱令大司農の如く四十餘萬萬までに及ばなかつた

にしても此より甚しく下つたのではあるまい。即ち少くとも三十萬萬位はあつたことゝ思はれる。此れは少府水衡全部の收入に就いての考察であるが、王嘉に依れば少府の貯藏は十八萬萬で、水衡の貯藏は二十五萬萬である。即ち少府の貯藏が水衡の貯藏より少いのであるが、此れは必しも少府の收入が水衡の收入より少い爲ではあるまい。帝室財政に屬する租税は主として少府へ納まり、少府が帝室財政の總匯であつたことから考へても、少府の收入が水衡より少かつたとは受取られぬ。桓譚の新論にも少府所領云々と言ひ、少府だけの名の下に帝室財政の收入を擧げたのも、帝室の收入が主として少府に歸した爲と見なければならぬ。王嘉の所謂水衡錢の中には、上林三官鑄造の新貨幣も含まれて居ようが、此れを計算に入れても、猶水衡の總收入が、少府の總收入に勝つたとは考へにくい。水衡の貯藏が少府の貯藏より多いのは、前者の支出が後者の支出より少い結果であつて、收入の高は少府の方が水衡よりも多かつたであらう。

右に論じた如く、王嘉桓譚に依れば、漢の末期に於ては、大司農の收入は四十餘萬萬であり、少府水衡の收入も此れに甚しく劣らない巨額に達したのである。支出は、元帝時代に於ては大司農の支出も少府水衡の支出も收入に比して大分少く、俱に毎年數萬萬の剩餘を生じたやうである。併し其前後の時代に於ては大司農の支出は收入と同額以上に達し、財政の維持に苦しんだこともあつた。少府水衡の支出も元帝時代よりは多かつたではあらうが、窮乏を訴へるやうなことはなかつた。即ち帝室財政は國家財政に比して常に豊富であつ

た。抑少府は天子の私用に充つべき小藏の義である。故に嘗て少府の創設された時代には其の收入は大司農の收入より遙に僅少であり、支出も亦同様であつたことは疑を納れぬ。漢の初期に於ては少府の收入は大分膨脹して居たではあらうが、併し末葉の如く甚しくなかつたであらう。武帝の時、鹽鐵の收入が大司農に移された爲、少府の收入は一時減殺されようとしたけれども、殆同時に口賦が増徴され多くの公田池籩が設立され且つ一般經濟の發達に伴なつて市稅、礦山稅、漁業稅なども自ら次第に増加したので、少府水衡の收入は益、膨脹を來し、漢末に至つては、上述の如く、遂に殆大司農の收入に匹敵するに至つたのであらう。一面宮廷の生活も漸々華美となり、贅澤となり、飲食、被服、器物、車駕より樂府優倡さては後宮美人の給養に至るまで、其の費用は年一年増加し來り、帝室財政の支出も亦頗る擴大した。此れは支出の章に論述した所に據つて明白であつて、齊の三服官一個年の費用だけが錢數萬萬に上つたのを觀ても、帝室費の總額が如何に膨脹したかと察せられる。さうして内帑を以て國費を補ふこともあつたけれども、其れは非常の事稀有の事であつて、平常は縱令大司農が逼迫を告げても、少府水衡に於ては、其れに拘束されることなく、豊富なる財政を運轉したのである。されば漢の末葉に於ては、帝室財政と國家財政とを區別する財政組織の大本に對して異議を挿んだものこそ無けれ、宮廷費の節減は屢問題と爲り、王吉、貢禹、翼奉、谷永など疏を上つて之を奏請したのも少くはなかつた。就中谷永は成帝の永始中、加賦の議が唱へられた時、上奏して



往年郡國二十一傷於水災。禾黍不入。今年蠶麥咸惡。百川沸騰。江河溢決。大水泛濫。郡國十有餘。比年喪稼。時過無宿麥。略中黎庶窮困如此。宜損常稅。小自潤之時。而有司奏請加賦。甚繆經義。適於民心。略中臣願陛下勿許加賦之奏。益減大官導官中御府均官掌畜廩贖用度。止尙方織室京師郡國工服官發輪造作。自助大司農。流恩廣施。振贍困乏。

と云ひ、加賦の説を痛撃し、少府の費用に大削減を加へ、之を大司農に交付して其匱乏を救ひ、振恤の用を完からしめんとを提議した。要するに漢末に於ては帝室財政が餘りに膨脹し、國家財政との權衡を失つたので、之に對する改革の要求が次第に起りつゝあつたのである。後漢に至つて、財政制度の大改革が光武帝に由つて斷行された。帝は帝室財政と國家財政とを別々に運轉する制度を全く顛覆し破壊し去つた。即ち是迄少府の掌つた山澤陂池等の租税を悉大司農の管轄に移してしまつた。さうして少府を以て單に宮廷の雜務を掌る官廳とし、六丞の中五丞を去つて僅に一丞を留め、屬官を裁汰縮少し、且つ屬官には前漢が士人を用ひたのに引換へ、多く宦者を用ひることゝした。又水衡都尉を裁撤して其職の罷め難いものを少府に歸併し、宮廷の用度に大削減を加へた。此の改革は決して唐突に起つたものではない。前漢末に於ける財政組織の弊竇を考へ來れば、此の種の出來事の起るのは異しむに足らない。去乍ら光武の改革は餘りに極端に馳せただは無からうか。角を矯めて牛を殺す憾は無からうか。前漢末の弊害は果して制度の罪であつて、其の運用の宜しきを得ない爲では無かつたのか。假令制度に缺點があつても、其れは矯正するに由ないも

のであつたのか。此れは疑問である。否々。私は光武の處置が矯激に失したと考へる。角を矯めて牛を殺したものと考へる。

財政組織に二大區別を置くの制度が前漢限りで終つたことは上述の如くであるが、併し此れは決して前漢に於て始めて起つた制度ではない。秦代から存在したことは秦代に於て大司農(當時治粟内史といふ)の外に少府の設けのあつたことに依つても察せられる。少府が秦代から設けられたことは、漢書百官表に其の記載のある外、史記秦始皇本紀二世皇帝二年の條に少府章邯の名があるので益確かめられる。又淮南子第三十 汜論訓にも

秦之時。高爲臺榭。大爲苑囿。遠爲馳道。鑄大人。發適戍。入芻蕘。頭會箕賦。輸于少府。

と云ひ、少府へ多くの賦税の收まつたことを述べて居る。されば秦が天下を統一した時代に此の財政制度の存在したことは殆疑を納れないが、其れならば始皇が創設したのであらうか。將又始皇以前から存在したのであらうか。恐らくは始皇の時に遽に起つたのではなく、戰國時代から既に秦國に行はれて居たと見るのが妥當であらう。併し其の起源に至つては遂に不明である。唯一つ此の制度設定の精神が宮廷費の爲に國政費を累さず、國政費の爲に宮廷費を傷つけず、互に畛域を守つて相侵さざらしめ、君主と吏民と共に利益を享けるに在つたことだけは確かであらう。

(完 結)

正 誤 表

卷 頁	行	誤	正	同	千樹菽	千樹菽
八一六一	一七	府中と宮中と財政	府中と宮中との財政	一六四	一六	千樹菽
				一六五	一七	本作木
						本作木